

5感対第1356号
令和5年7月27日

公益社団法人愛知県医師会会長 様
一般社団法人愛知県病院協会会長 様
一般社団法人愛知県医療法人協会会長 様

愛知県感染症対策局長
(公 印 省 略)

今夏の新型コロナウイルス感染症等の感染拡大に備えた医療提供体制の確認等について（通知）

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今夏の新型コロナウイルス感染症等の感染拡大に備えた保健・医療提供体制の確認等について、令和5年7月14日付けで厚生労働省より別添1のとおり事務連絡がありました。

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に位置付けられてから、医療提供体制については、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行することとされましたが、県内の感染状況としましては、第27週（7月3日から7月9日まで）に5類感染症移行後、初めて定点医療機関あたりの報告数が「10」を超え、第29週（7月17日から7月23日まで）の報告数が「19.68」と、高い水準で推移しています。

県内の医療提供体制についても、今夏に感染拡大が生じた場合、ひっ迫を招くおそれがあります。

つきましては、貴会会員に対して、改めて下記を御確認いただくよう周知いただきまして、引き続き、円滑な医療提供体制の移行に向けて、御協力くださいますようお願いいたします。

記

1 入院医療体制

(1) 基本的な考え方

- ・新型コロナウイルス以外の疾患により入院している患者が新型コロナ陽性と判明した場合は、「確保病床を有する医療機関」等の他院に転院させるのではなく、自院において継続的に診療を行ってください。
- ・「確保病床を有する医療機関」については、重症者・中等症Ⅱ患者の受け入れを重点的に行ってください。
- ・「受け入れ経験を有する医療機関」については、積極的な患者の受け入れ

に努めてください。

- ・「受け入れ経験のない医療機関」については、厚生労働省作成の啓発資材（別添2）等を参考にし、感染対策及び診療体制を整備していただき、受け入れの開始を御検討ください。
- ・感染拡大局面においては、病床の回転率を向上することが重要となります。症状悪化等で確保病床を有する医療機関等に転院の際も、症状軽快後には速やかに紹介元の医療機関で受け入れる、若しくは後方支援医療機関へ転院を行う等、地域における医療機関間の役割・連携の明確化に努めてください。

(2) 留意事項

- ・県内の入院調整が円滑に実施されるよう、受け入れを行う医療機関は、「医療機関等情報支援システム（G-MIS）」等に直近の受入可能病床等の情報を入力することに努めてください。
- ・医療機関においては医療従事者を確保することが重要です。感染症法上の位置づけの変更に伴い、新型コロナに罹患した医療従事者の就業制限については、これまで、
 - ① 発症後5日間が経過し、かつ解熱および症状軽快から24時間経過するまでは外出を控えることが推奨されること、
 - ② 新型コロナ患者の濃厚接触者として法律に基づく外出自粛は求められないこと等が、厚生労働省作成の啓発資材（別添2）により示されております。これらを活用しながら、感染拡大局面において、医療従事者の就業制限を柔軟に御判断ください。

2 外来医療体制

(1) 基本的な考え方

- ・「外来対応医療機関」については、患者の診療に積極的に御対応ください。
- ・「診療経験のない医療機関」については、厚生労働省作成の啓発資材（別添2）等を参考にし、感染対策及び診療体制を整備していただき、診療の開始を御検討ください。

(2) 留意事項

- ・「医療機関等情報支援システム（G-MIS）」のIDを保有する医療機関においては、当該システムで受入可能な医療機関の情報を確認することが可能であるので、御活用ください。
- ・県として「入院調整・相談窓口（別添3参照）」による入院調整の支援を行っているため、必要に応じて本窓口の活用を御検討ください。

3 県内の感染状況

定点医療機関あたりの報告数推移				
第19週 (5/8～5/14)	第20週 (5/15～5/21)	第21週 (5/22～5/28)	第22週 (5/29～6/4)	第23週 (6/5～6/11)
3.42	4.51	4.76	5.35	6.28
第24週 (6/12～6/18)	第25週 (6/19～6/25)	第26週 (6/26～7/2)	第27週 (7/3～7/9)	第28週 (7/10～7/16)
7.22	8.03	9.16	11.46	14.73
第29週 (7/17～7/23)				
19.68				

担 当 医療体制整備室体制整備グループ

電 話 052-954-7475 (ダイヤル)

電子メール iryotaisei-seibi@pref.aichi.lg.jp

位置づけ変更後の新型コロナに罹患した医療従事者の 就業制限解除の考え方について

(医療機関・医療従事者向けのリーフレット)



令和5年5月8日以降、新型コロナ患者は、法律に基づく外出自粛は求められません。外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます。以下の情報を参考にして、各医療機関において新型コロナウイルスに罹患した医療従事者の就業制限を考慮してください

■ 位置づけ変更後の新型コロナ患者の療養の考え方 (参考)

- 発症後5日間が経過し、かつ解熱および症状軽快から24時間経過するまでは外出を控えることが推奨されます (※1)
- 発症後10日間が経過するまでは、マスクの着用等周りの方へうつさないよう配慮をお願いします

現行のインフルエンザの就業制限等の考え方

学校保健安全法施行規則 (平成27年一部改正)

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日 (幼児にあっては、3日) を経過するまで」をインフルエンザによる出席停止期間としている

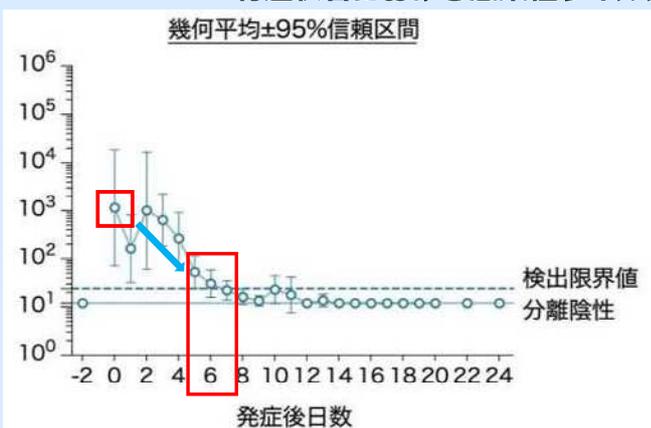
国公立大学附属病院感染対策協議会 病院感染対策ガイドライン2018年版

インフルエンザに罹患した医療従事者は就業制限を考慮する。特にハイリスク患者への接触は避けるべきである

インフルエンザ施設内感染予防の手引き (平成25年11月改訂)

インフルエンザ様症状を呈した場合には、症状が改善するまで就業を控えることも検討する

有症状者における感染性ウイルス量 (TCID₅₀/mL) の推移



出典：令和5年4月5日 第120回アドバイザリーボード資料3-8

発症後のウイルス排出量の推移を分析したところ、6日目 (発症日を0日目として5日間経過後) 前後の平均的なウイルス排出量は発症日の20分の1～50分の1 (注) となり、検出限界値に近づく

(注) 発症後5日～7日目のウイルス量

■ 濃厚接触者の考え方 (参考)

令和5年5月8日以降は、新型コロナ患者の濃厚接触者として法律に基づく外出自粛は求められません。同居のご家族が新型コロナにかかった場合には、ご自身の体調に注意してください (※2)

(※1) 発症日を0日目とします。無症状の場合は検体採取日を0日目とします

(※2) 医療機関内で陽性者が発生した場合には、周囲の方の検査を行政検査として受けられる場合があります。行政検査については事務連絡をご確認ください

